

納税専用定期積金「準備万全」

令和3年7月1日現在

| | |
|--|--|
| 1. 商品名 | ・ 納税専用定期積金「準備万全」 |
| 2. 販売対象 | ・ 法人、個人 ・ 当金庫に納税準備預金をお持ちの方または本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方 |
| 3. 期間 | ・ 6ヵ月以上2年未満 |
| 4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 | ・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 (原則、本定期積金と同一店舗・同一名義の普通預金または当座預金から口座振替で掛金を払込む取扱いとします) ・ 1万円以上100万円以内 ・ 1,000円単位 |
| 5. 払戻方法 (自動解約入金方式) | ≪自動解約入金方式≫ 満期日に自動的に解約し、給付契約金（掛金総額プラス給付補填金（お利息））をあらかじめ指定した本定期積金と同一店舗、同一名義の納税準備預金口座へ一括入金します。 |
| 6. 利息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法 | ・ 固定金利…契約日の定期積金の店頭表示利率に、0.02%を上乗せした「約定年利回り」を満期日まで適用します。 なお、上乗せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承願います。 ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。（あらかじめ指定した納税準備預金口座へ入金） ・ 給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に上記約定年利回りを乗じて計算します。 |
| 7. 税金 | ・ 個人の給付補填金（お利息）には、20%の税金（国税15%、地方税5%）がかかります。なお、マル優はご利用できません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人の給付補填金（お利息）は総合課税となります。 |
| 8. 手数料 | —— |
| 9. 付加できる特約事項 | —— |
| 10. 中途解約時の取扱い | ・ この定期積金を満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともに支払います。 |

| | |
|-------------------|--|
| 11. 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・金利（年利回り）は窓口へご照会ください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。 ・紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 |
| 13. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・この定期積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 この場合、自動解約入金のお取扱いはできませんので、別途、解約のお手続きが必要となります。 ・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・通帳でお取扱いします。 |
| 14. 預金保険の付保 | <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます） |